

組織・機構等の改正について

<附属機関>

1 愛知県指定難病審査会（仮称）の設置について

※法令必置機関

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、法令必置の附属機関として、指定難病の患者に対する支給認定に関する審査を行うため、「愛知県指定難病審査会（仮称）」を設置する。

◆愛知県指定難病審査会（仮称）の概要◆

設置根拠	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項
設置年月日	平成26年12月1日
所掌事務	指定難病に関して、医療費支給の対象患者と認定しないことについての審査（法第7条第2項）
構成員	定員：20名以内 構成員：指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る。）のうちから任命（法第8条第2項）

2 愛知県小児慢性特定疾病審査会（仮称）の設置について

※法令必置機関

- 児童福祉法の一部改正に伴い、法令必置の附属機関として、小児慢性特定疾病児童等に対する支給認定に関する審査を行うため、「愛知県小児慢性特定疾病審査会（仮称）」を設置する。

◆愛知県小児慢性特定疾病審査会（仮称）の概要◆

設置根拠	児童福祉法第19条の4第1項
設置年月日	平成27年1月1日
所掌事務	小児慢性特定疾病に関して、医療費支給の対象患者と認定しないことについての審査（法第19条の3第4項）
構成員	定員：18名以内 構成員：小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから任命（法第19条の4第2項）